

【熊本県】

法の適用日：7月28日 猶予期日：令和9年1月末日

熊本市（くまもとし）
 八代市（やつしろし）
 水俣市（みなまたし）
 山鹿市（やまがし）
 菊池市（きくちし）
 宇土市（うとし）
 上天草市（かみあまくさし）
 宇城市（うきし）
 天草市（あまくさし）
 合志市（こうしし）
 下益城郡美里町（しもましきぐんみさとまち）
 菊池郡大津町（きくちぐんおおづまち）
 菊池郡菊陽町（きくちぐんきくようまち）
 阿蘇郡西原村（あそぐんにしはらむら）
 上益城郡御船町（かみましきぐんみふねまち）
 上益城郡嘉島町（かみましきぐんかしままち）
 上益城郡益城町（かみましきぐんましきまち）
 上益城郡甲佐町（かみましきぐんこうさまち）
 八代郡氷川町（やつしろぐんひかわちょう）
 葦北郡芦北町（あしきたぐんあしきたまち）
 葦北郡津奈木町（あしきたぐんつなぎまち）